

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

<地震・津波>

大阪府が実施した「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)、「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」(平成24年11月、大阪)において想定された地震被害想定のうち、最も大きい被害をもたらす地震として上町断層帯Bがあり、想定される被害としては建物全壊が11,359棟、半壊が9,321棟、人的被害は最大で死者338人、負傷者3,002人に上ると推定されている。また、南海トラフ地震による津波浸水想定としては、葛の葉町の一部(2ヘクタール)において津波浸水が発生し、建物半壊131棟、死者7人、負傷者145人、重傷者49人の被害が想定されている。

想定地震	上町断層帯A 上町断層帯B	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線 断層帯	南海トラフ 巨大地震	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.7~8.1	マグニチュード (M) 9.0~9.1	
	計測震度 A) 5強~6強 B) 5強~7	計測震度 4~5強	計測震度 4~5弱	計測震度 6弱~6強	計測震度 6弱	
建物全半壊 棟数	全 壊 A) 3,157棟 B) 11,359棟	全 壊 5棟	全 壊 0棟	全 壊 473棟	全 壊 148棟	
	半 壊 A) 4,845棟 B) 9,321棟	半 壊 15棟	半 壊 1棟	半 壊 1,066棟	半 壊 2,696棟	
炎上出火件数	A) 2(3)件 B) 13(16)件	0(0)件	0(0)件	0(0)件	4件	
死傷者数	死 者 A) 18(27)人 B) 224(338)人	死 者 0(0)人	死 者 0(0)人	死 者 1(1)人	死 者 15人	
	負 傷 者 A) 1,667(2,437)人 B) 2,073(3,002)人	負 傷 者 3(5)人	負 傷 者 0(0)人	負 傷 者 282(415)人	負 傷 者 600人	
り災者数	A) 30,118人 B) 77,689人	63人	2人	5,317人	-人	
避難所生活者	A) 8,735人 B) 22,530人	19人	1人	1,542人	2,725人 (1日後)	
ライフライン	停電	A) 7,584軒 B) 23,359軒	0軒	0軒	1,213軒	62,000軒
	ガス供給 停止	A) 28,000戸 B) 51,000戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	A) 33.8% B) 82.0%	11.3%	0.0%	12.3%	28,000人
	電話不通	A) 3,029回線 B) 22,721回線	168回線	0回線	1,683回線	22,000 加入契約者

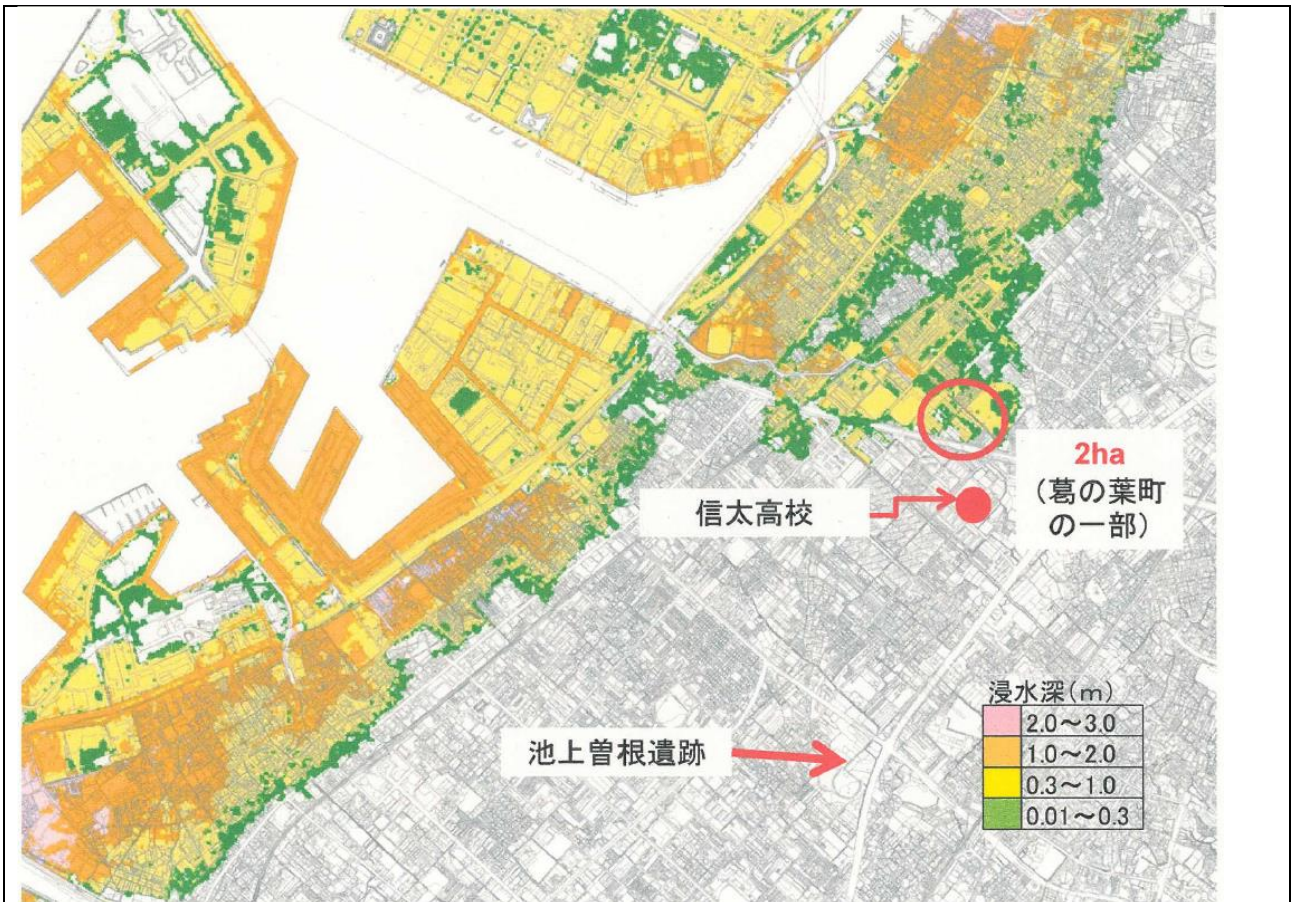
※上記想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」をもとに作成
 なお、各地震における被害想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ(A)と南部に破壊開始点を設定するシナリオ(B)の結果が大きく異なることから、2つのシナリオが採用されている

※出火件数は1日間の合計値 ()内は3日間の合計値

※死傷者数の()内は早朝に発生したときの値

出典:「和泉市地域防災計画」(平成30年12月、和泉市防災会議) 総則 第4節 災害の想定(p8,9)をもとに作成



※津波浸水想定図

<洪水及び土砂災害>

河川氾濫は、和泉市を縦断する榎尾川及び松尾川の流域周辺地域に浸水被害が想定されている。(浸水想定については下図参照)

また、市内の主に山間部で土砂災害が想定されており、土砂災害警戒区域 447 箇所、土砂災害特別警戒区域 413 箇所が指定されている。(平成 28 年 9 月時点)

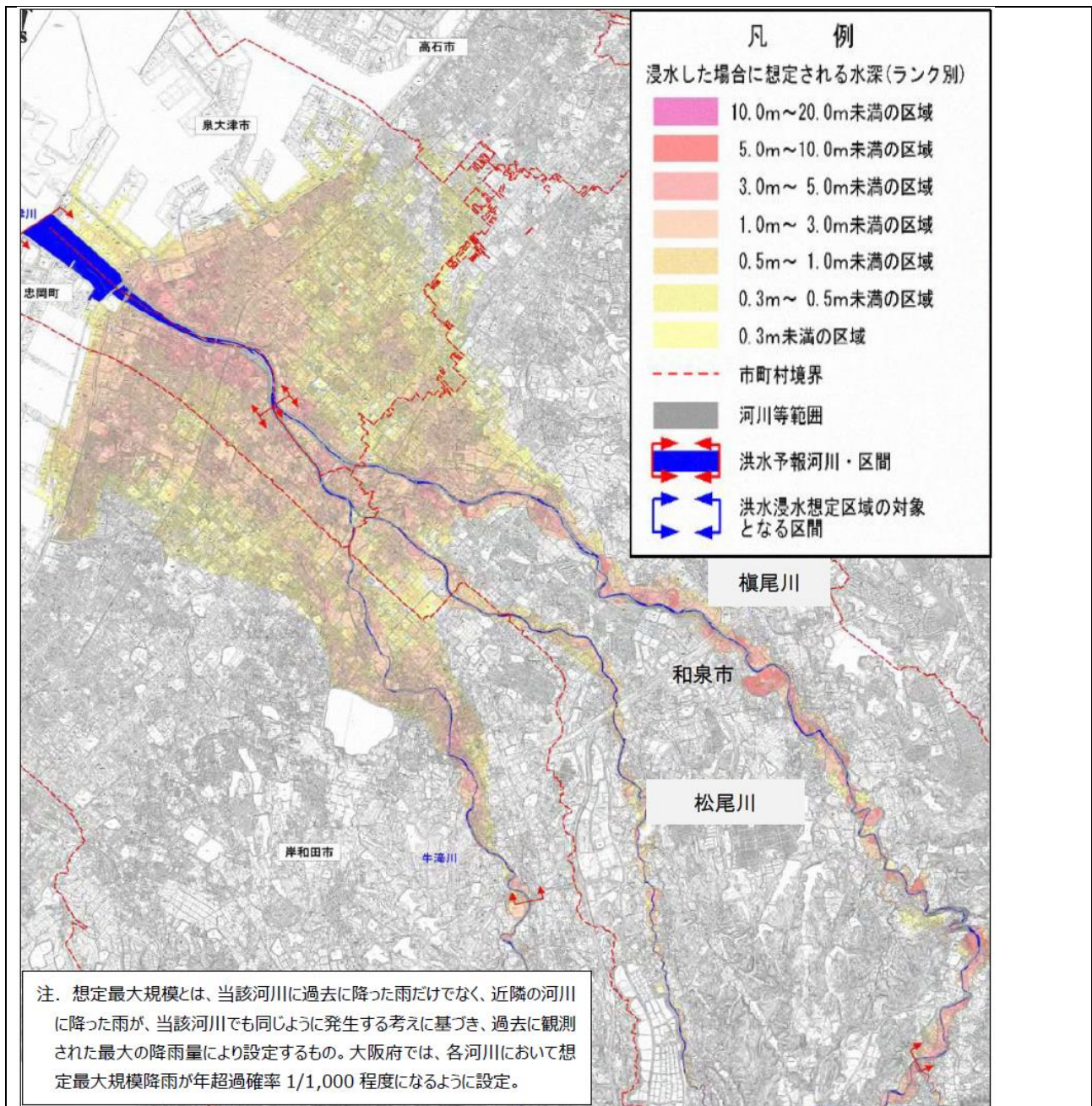


図 2.3.1 大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図

(想定最大規模) [和泉市の主な浸水範囲]

出典:「大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図」
(平成 31 年 3 月、大阪府鳳土木事務所) をもとに作成

<感染症>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、和泉市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

※参考資料:

和泉市地域防災計画

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kurasitetu/kinkyubousai/bousainfo/manyuaru/bousaikeikaku/1323829156507.html>

和泉市国土強靱化地域計画

<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kikikanri/osirase/keikaku/15129.html>

防災ガイドマップ・ハザードマップ

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kurasitetu/kinkyubousai/bousainfo/map/index.html>

南海トラフ地震発生時における和泉市の被害

<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kousitu/kikikanri/osirase/bousai/1393313420236.html>

2) 商工業者数の状況

和泉市内の商工業者数・中小企業者数・小規模事業者数（者）

商工業者数	中小企業者数	小規模事業者数
4, 188者	4, 182者	3, 630者

※中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数（2016年6月時点）」より

3) これまでの取組

<和泉市の取組>

- ・和泉市業務継続計画【地震編・新型インフルエンザ等編】の策定
- ・和泉市地域防災計画の策定
- ・和泉市国土強靱化地域計画の策定
- ・防災備品の備蓄
- ・和泉市中小企業BCP策定支援補助金の創設

<和泉商工会議所の取組>

- ・事業者BCP普及啓発セミナーの共催
- ・事業者BCP策定ワークショップの共催
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知及び個社支援
- ・工業団地を軸とした官民連携による連携型BCPの策定
- ・平成30年に発生した台風発生時の被害状況のヒアリング、相談窓口の設置、支援施策の情報発信
- ・令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症に対する影響をヒアリング、相談窓口の設置、支援施策の情報発信
- ・「ビジネス総合保険制度」「業務災害補償プラン」等の商工会議所各種保険制度の加入促進

① 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる和泉商工会議所と和泉市との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・和泉商工会議所においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

② 目標

◎実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ10,000業者

令和4年度：2,000事業者

令和5年度：2,000事業者

令和6年度：2,000事業者

令和7年度：2,000事業者

令和8年度：2,000事業者

- ・ハザードマップを活用し、地区別の災害リスクの把握に努め、効果的に支援を行う。
- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時・非常時における連絡体制を円滑に行うため、和泉商工会議所と和泉市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

③その他

和泉商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・和泉商工会議所と和泉市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害、感染症等リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業の備え、水災補償等の各種保険制度・共済加入、行政の支援策の活用等）について、事業者の説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する損害保険会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援
- ・和泉市中小企業BCP策定支援補助金による策定費用の支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・和泉商工会議所と和泉市の連絡ルートの確認を行う。
(訓練は、大阪府が地域全域で実施する訓練等と合わせて、必要に応じて実施する。)

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・和泉商工会議所は、令和6年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社等損害保険会社と連携を強化し、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施するとともに、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

g) フォローアップ

- ・和泉市と和泉商工会議所とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることを前提とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に和泉商工会議所職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を和泉商工会議所と和泉市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、和泉市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・和泉商工会議所と和泉市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により和泉商工会議所で応急対策ができない場合は、和泉市と相互の役割分担を決める。
- ・和泉商工会議所及び和泉市は、次の被害規模の目安をもとに、市内の大まかな被害状況を確認し情報を共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発生時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により和泉商工会議所と和泉市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
それ以降～	地区内中小企業の被害状況に応じ必要に応じて共有する

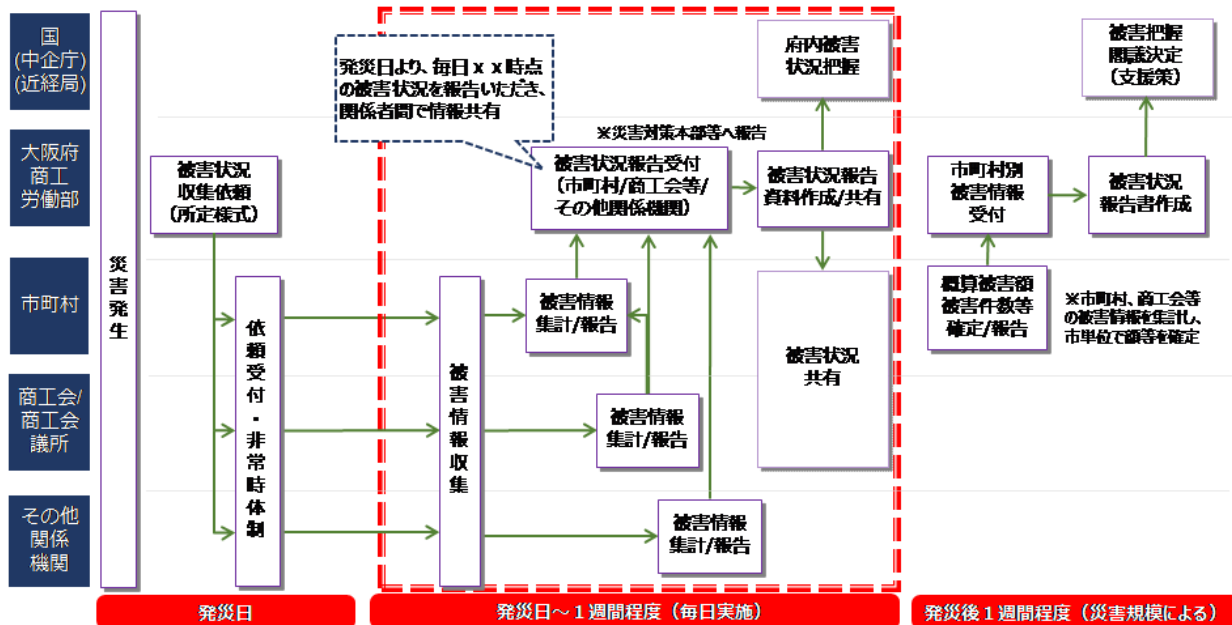
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・大阪府が指定する下記フロー図どおり、被害状況報告等の連絡体制をとる。
- ・和泉市は二次被害を防止するための情報を広く発信するとともに、和泉商工会議所へも提供する。和泉商工会議所は、その情報をホームページ等により周知する。
- ・被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法は大阪府が定める方法に基づき算出し情報を共有する。
- ・共有した情報は、大阪府が定める方法で和泉商工会議所及び和泉市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、和泉市と和泉商工会議所で相談・決定する。
(和泉商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や大阪府、和泉市等の施策)について、地区内小規模事業者等へホームページ・LINE等の広報媒体で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を要請する。

6) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

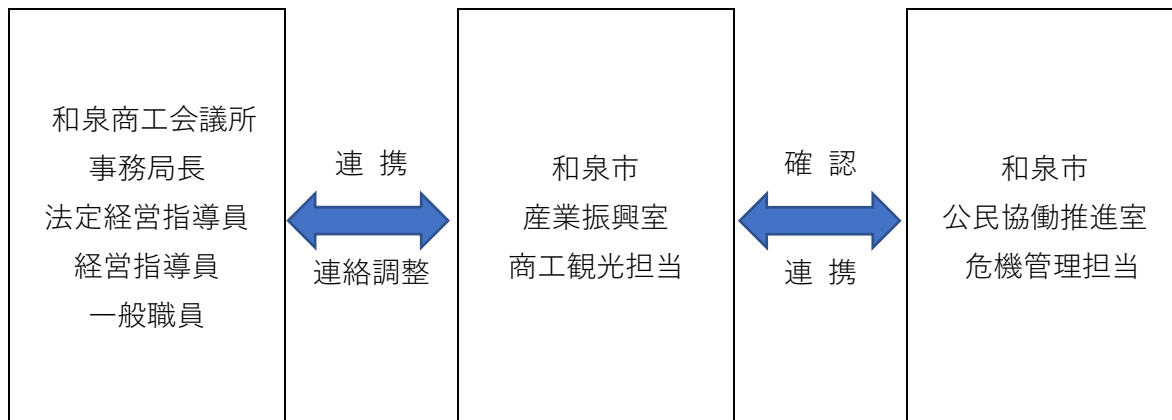
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

⑦実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



⑧商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

○当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先は⑨「参照」）

経営指導員 増谷 好幸 ・ 経営指導員 味谷 厚志 ・ 経営指導員 永石 暢広

○当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

⑨商工会議所、関係市町村連絡先

○和泉商工会議所 中小企業相談所

〒594-1144 大阪府和泉市テクノステージ3丁目1番10号

TEL：0725-53-0320 FAX：0725-53-5959

E-mail：info@izumicci.jp

○和泉市 環境産業部 産業振興室商工観光担当

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL：0725-99-8123（直通） FAX：0725-45-9352（代表）

防災無線番号：8-519-1350

E-mail：shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp

和泉市 市長公室 公民協働推進室危機管理担当

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL：0725-99-8104（直通） FAX：0725-41-1944（代表）

防災無線番号：8-519-1370

E-mail：kikikanri@city.osaka-izumi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【和泉商工会議所】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費等	0	0	0	0	0
・ チラシ等作成広報費	100	100	100	100	100
・ 感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法

会費収入、大阪府補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【和泉市】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	0	0
・ BCP 策定支援補助金	1,000	1,000	1,000	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法

一般財源

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 大阪南支店 南大阪支社 支社長 葛原克重 〒596-0057 大阪府岸和田市筋海町6-10 第二渡辺ビル3階 TEL : 072-431-4780 FAX : 072-431-4781
ロ. 連携して実施する事業の内容
・ 簡易版BCPとして、セミナーを通してあいおいニッセイ同和損害保険株式会社独自の事業継続計画（BCP）策定シートによる策定支援、損害保険の紹介
ハ. 連携して事業を実施する者の役割
① 和泉商工会議所・和泉市が主催する「BCP策定セミナー」への講師派遣 ・ BCP策定の専門知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績がある講師によるセミナーを受講することで、BCPに関心のある小規模事業者の策定へのアプローチをかけることが可能になる。また、自然災害や新型コロナウイルス感染症等に関わる損害保険（ビジネス総合保険・業務災害保険等）の見直しを提案し、リスクファイナンス対応を行う。
ニ. 連携体制図等
<pre>graph TD; A[和泉商工会議所 和泉市] -- "セミナー開催 BCP策定支援" --> B[小規模事業者]; C[あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社] -- "セミナー講師派遣 BCP策定ツールの提供 リスクファイナンス対策" --> B; A -- "セミナー講師依頼 個社支援依頼" --> C; C -- "策定アドバイス" --> A;</pre>